



The Supporters Times

サポーターズタイムズ



衆議院議員 秋葉賢也 政策・活動レポート

食品表示をめぐる最新の情勢について

消費者は、表示による情報を信頼して日々食べる食品を選択しています。したがって、消費者にとっては食品表示を通じて食品選択に役立つ分かりやすい情報が得られることが非常に重要です。

平成27年に食品表示法が施行される前は、食品表示についての一般ルールは「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」といった目的の異なる複数の法律で定められていたため、複雑で分かりにくいものとなっていました。また、事業者からも「法令の目的が違うのでどのように表示するか判断が難しい」といった声が寄せられたことから、統一された分かりやすい食品表示制度とするために新たに「食品表示法」が創設されました。

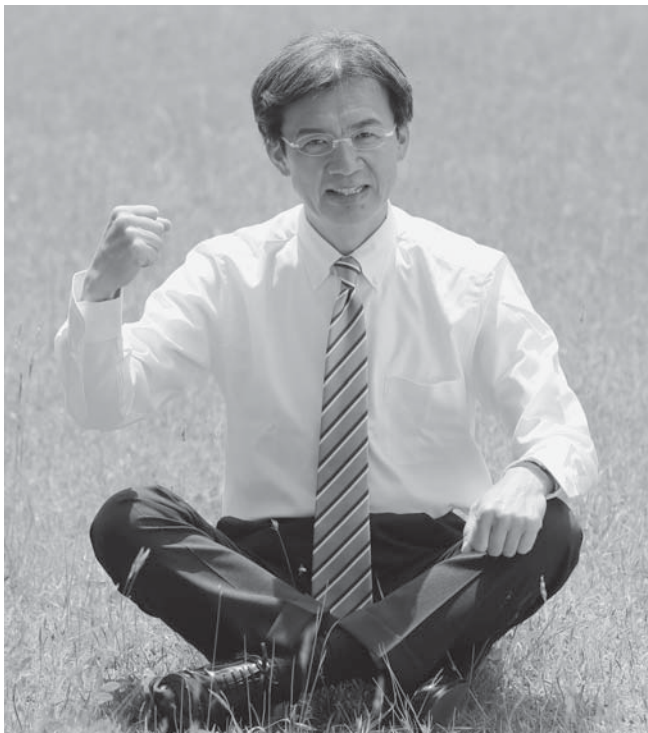
食品表示法は、平成25年6月に公布され、平成27年4月に施行されましたが、栄養成分表示の義務化をはじめそれまでの表示制度を大きく変えるものとなったため、事業者が十分な時間的余裕をもって新制度に対応できるよう、5年間の経過措置期間が設けられました。経過措置期間が終了する平成32年4月からは、食品表示法に基づく表示に完全移行し、すべての食品で新たな食品表示制度に基づく表示が行われることになります。

また、食品表示法の施行とほぼ同時期である平成27年3月に政府が閣議決定した「消費者基本計画」において、食品表示法の施行までに結論を得ることができなかった「加工食品の原料原産地表示」、「遺伝子組換え表示」及び「食品添加物表示」の在り方などの個別課題について、今後5年間の間に順次実態を踏まえた検討を行うとされました。

このうち、「加工食品の原料原産地表示」については既に政府において検討を終え、昨年9月から改正表示ルールが施行されています。「遺伝子組換え表示」については、昨年度に政府が有識者による検討会を開催し、本年3月に検討会報告書が取りまとめられています。報告書では、「遺伝子組換えでない」表示が認められる条件について、現在は遺伝子組換え農産物の混入を最大5%まで認めていますが、今後は混入要件を厳格化して「不検出」とすべきとされています。遺伝子組換え表示については、検討会報告書の方針を踏まえ、本年度中をメドに政府の方で具体的な改正案を固める予定です。最後に「食品添加物表示」については、平成31年度までに政府において有識者検討会を立ち上げて検討を開始することになっています。

食品は私達が生きていく上で不可欠な必需品であり、食品表示は国民にとって関心の高い事項であると考えています。食品表示に関する政府の検討状況等については、今後ともできるだけ皆様に最新の情報をお伝えし、適切な食品選択と食の安全安心に資して参ります。

衆議院議員 秋葉賢也
政務調査副会長



愛する街だから必死になれる！ 秋葉賢也は走り続けます！！

中小企業・小規模事業者の皆さん、消費税
軽減税率対策補助金を是非ご利用下さい!

秋葉自民党政務調査副会長に聞く!

中小企業・小規模事業者向け 消費税軽減税率 対策について



Q 平成31年10月1日からの消費税軽減税率導入に対応するため、中小企業・小規模事業者に対する補助金があると聞きましたが?

▶はい。中小企業庁では、①小売段階の支援策と、②流通段階の支援策を準備し、平成31年10月1日からの消費税アップに対応し導入される軽減税率への中小企業者の対応を財政面からサポートしています(平成31年9月30日まで事業完了が必要)

小売り段階の支援

→ 複数税率対応レジ導入・改修を支援します。

(対象者) 複数税率に対応して区分経理などを行う必要がある中小の小売事業者等

(補助率) 原則：2/3

*レジ購入費が3万円未満の場合、3/4 補助

(補助上限) 原則：1台あたり20万円まで。

流通段階の支援

→ 受発注システムの改修等を支援します。

(対象者) 軽減税率制度の導入に伴い電子的受発注システムの改修等を行う必要がある事業者。

(補助率) 原則：2/3

(補助上限) 1000万円(小売事業者等の発注システム)

150万円(卸売事業者等の受注システム)

1000万円(発注システム・受注システム両方の場合)

Q 補助事業を超える金額についてはどうですか?
また、補助金について、どこに問い合わせれば宜しいのですか?

▶補助事業を超える分については、日本政策金融公庫等の低利融資の利用が可能です(基準金利のマイナス0.9%)。

⇒中小企業・小規模事業者等消費軽減税率対策補助金については次のコールセンターにご相談ください。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター

TEL 0570-081-222(平日9時~17時:通話有料)

詳しくは、下記のURLにアクセスしご確認ください。

<http://kzt-hojo.jp/>

今国会で「働き方改革推進法」が成立しました。
働き方改革推進法の下、長時間労働の規制が
どのように変わるのか、わかり易くご説明致します。

教えて! 秋葉政務調査副会長!

長時間労働の是正への政府の取組み

Q1 長時間労働はどのように制限されるのですか?

▶長時間労働規制のポイントは次の3点です。

時間外労働の上限規制の導入

⇒月45時間、年360時間を原則とする。

(例外) 特別の事情がある場合でも、年720時間、
単月100時間未満が限度となる。

月60時間超の時間外労働
に対する割増賃金率(50%)に
ついて、中小企業への猶予措置
の廃止(3年後実施)

一定日数の年次
有給休暇を労働者
が確実に取れるよう、
使用者の義務を規定。

Q2 「高度プロフェッショナル制度」創設という記事を
新聞で見ましたが、どんな制度なのですか?

▶これは、職務の範囲が明確で一定の年収(年平均給与額の3倍を上回る水準として厚生労働省令で定める額: 少なくとも年収1075万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を有する等の業務に従事する場合、健康確保措置の実施、本人の同意や委員会の決議等を条件に、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定適用の除外とすることを認める制度を言います。

この制度の対象者の在外時間等が一定を超える場合には、対象者に必ず医師との面談を受けさせることを、事業者の義務としました。また、制度の対象者について、雇用契約締結後、契約を解除することが認められています。

Q3 フレックスタイム制が見直されたそうですが…

▶はい。フレックスタイム制とは、一ヶ月以内の一定期間で総労働時間を予め定め、労働者がその労働時間の範囲内で各労働日の始業・終業時刻を自主的に決定できる制度です。多様で柔軟な働き方を実現するための方策の一つとして、フレックスタイム制の「清算期間」の上限が、従来の1か月→(改正後)3か月に延長されました。

Q4 「勤務間インターバル制」という言葉も新聞で見ましたが、これはどんな制度なのですか?

▶これは、前日の就業時間と翌日の始業時間の間に一定時間の休息(9時間以上)を確保することを、事業主の努力義務として定めたものです。

政府は働き方改革を進めるため、各都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、事業主の就業規則の作成や賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などアドバイスを
行っておりますので、是非、ご利用下さい!

宮城県働き方改革推進支援センター(仙台相談窓口)

TEL 0120-750-573(平日 9時~17時)

ご利用下さい!

各種支援・補助金制度を用意しました

今国会では『平成29年度補正予算』『平成30年度(当初)予算』『働き方改革推進法』、『改正健康増進法』等次々と成立させ、関連する各種助成金制度も豊富に準備しました。是非、ご利用下さい!



ご利用下さい!

改正健康増進法

(概要)

- ◆ 国と地方公共団体に、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努力義務を課す。
- ◆ 学校や病院、行政機関等について、「原則敷地内禁煙」。
但し、屋外の喫煙場所設置は可能。
- ◆ 新規開店や客席面積100平方メートル超の飲食店は、「原則屋内禁煙」。
但し、「喫煙専用室」では喫煙可能。
- ◆ 加熱式たばこについても、「原則屋内禁煙」。
但し、当分の間、加熱式たばこの喫煙室での飲食は可能とする。

「受動喫煙防止対策助成金」を用意しました

対象となる事業

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主
- ② 中小企業事業主(労働者数50人以下、資本金5千万円以下)
- ③ 事業場内で措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

対象となる措置

- ① 喫煙室の設置・改修
- ② 屋外喫煙場所の設置・改修
- ③ 換気装置の設置等

助成内容

助成率 1/2 (上限額 100万円)
* 飲食店を営む事業所は、2/3

相談窓口 詳細は、下記の窓口にご確認下さい。

日本労働安全衛生コンサルタント会 (平日 9時~12時、13時~17時)

TEL 050-3537-0777

宮城労働局 雇用環境・均等室

TEL 022-299-8834

働き方改革推進法

「働き方改革推進のための相談窓口や助成金制度」

① よろず支援拠点(相談窓口)

⇒生産性向上や人手不足への対応等、経営上のあらゆる課題について、**無料で専門家に相談**できます。

宮城県よろず支援拠点(仙台市青葉区上杉一丁目14番2 宮城県商工振興センター2F)

TEL 022-393-8044 (平日 8:30~17:15 祝祭日を除く)

② IT導入補助金(平成29年度補正)

⇒日本国内で事業を行う**中小企業・小規模事業者**で、労働生産性の向上を目的にIT補助事業の導入を行う場合、1%以上、5年後伸び率2%以上を目的とした計画を作成し、登録申請を行った場合について、**経費の1/2の補助金が支給**(補助上限額50万円)されます。*受付締切:**9月14日**

*詳しくは、**サービス生産性向上IT導入支援事業コールセンター**まで。

TEL 0570-000-429 (平日9:30~17:30 祝祭日を除く) ※通話料がかかります。

URL <https://www.it-hojo.jp>

③ 人材確保等支援助成金

☆「**時間外労働等改善助成金**」(平成30年度から助成内容が拡大)

⇒対象:長時間労働の見直しのため、労働時間の縮減に取組む**中小企業事業主**の方が対象となります。

⇒助成内容:助成の上限額(最大150万円)。

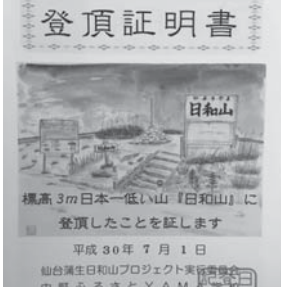
更に週休2日制とした場合には、上限額を加算(助成合計額は最大200万円)

*詳しくは、**宮城労働局 雇用環境・均等室** TEL 022-299-8834

現地現場主義

秋葉代議士は初当選以来、金帰月来《金曜夜に仙台に帰り、月曜朝駅頭演説をし夜に東京に戻る》を続けています!

日和山の登頂に成功!!



標高3メートルの日本一低い山「日和山」の山開きが、県内外から約240名の皆様が参加し盛大に開催されました。震災を風化させないためにも、また地域の活性化のためにも、このような皆さんが触れ合える機会があることは大変喜ばしい限りです!

社明フェスティバル

さとう宗幸さんと街頭運動



第68回社会を明るくする運動に今年もさとう宗幸さんと共に参加。2年前に議員立法で再犯防止推進法をつくり、関連予算も強化してきました。先月は宮城野区にもサポートセンターを開所し、東華会の更生保護施設も建替の予算をつけることができました。

仙台市児童相談所と宮城県中央児童相談所を訪問



所長はじめ児童福祉司からヒアリング。マンパワー不足の解消など児童相談所強化プランを前倒しで実施していくことが必要ですね。皆さん、虐待かなと思ったら迷わず、189(いち はやく)にTelして下さい。365日24時間対応しております。

タウンミーティング

(国政報告会)

- 8月17日(金) 19:00 **泉区** 松森市民センター (松森字城前9-2)
- 8月18日(土) 19:00 **宮城野区** 岩切東コミュニティセンター (岩切字青津目137-8)
- 8月24日(金) 19:00 **泉区** 館コミュニティセンター (館7-1-10)
- 8月25日(土) 17:00 **若林区** 木ノ下コミュニティセンター (木ノ下1-23-23)

ふるさと対話集会

秋葉代議士が主催する、マイクのいらない座談会が市内4カ所で開催されました。ゲストには、元防衛大臣の中谷元代議士をお招きし、外交や安全保障に関する話題について、活発な意見交換が行われました。ご参集の皆様、誠に有難うございました。



(株)ゴリラガードギャランティにて



東部市民センターにて

スポーツ吹矢協会の新支部設立総会



スポーツ吹矢は、5~10m離れた円形的的をめがけて矢を放ち、その得点を競うスポーツ。腹式呼吸は健康にも良く、精神集中や血行促進、細胞の活性化に役立ち、内臓の諸器官にもよい影響を与えるようで競技人口も増えているそうです。

~ kenya's PLOFILE ~

- 昭和37年7月3日宮城県丸森町生まれ。寅年・蟹座・A型。
- 角田高校を経て、中央大学法学部卒業、東北大学大学院法学研究科博士課程前期修了(法学修士)、同法学研究科博士課程後期満期退学。
- (財)松下政経塾卒塾(第9期生 宮城県初)を経て、宮城県議会議員(3期)、総務大臣政務官、厚生労働副大臣および復興副大臣、東日本大震災復興特別委員長などを務める。現在、衆議院議員(6期目)、自民党政務調査副会長、衆議院憲法審査会委員などを務める。
- 母校の中央大学商議員や保護司のほか、東北医科薬科大学講師、仙台青葉学院短期大学講師なども務める。
- 著書:『「ジブリワールド」構想』(KKロングセラーズ)、『健康寿命-60のヒント-』(東京書籍)、『厚生労働省改造論』(イースト新書)、『松下幸之助「最後の言葉」』(角川SSC新書)、『東北の夢創造』(ぎょうせい)ほか。



秋葉賢也 事務所

www.akiba21.net

〒981-3121 仙台市泉区上谷刈4-17-16

Tel 022(375)4477 Fax 022(375)0057

購読料 年額10,000円 編集 (株)アクトジャパン